

## 株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

平成 28 年 6 月 17 日に開催いたしました第 92 回定時株主総会の決議に基づき、10 月 1 日付で株式併合および単元株式数の変更が行われましたのでお知らせいたします。

### 1. 株式併合

#### (1) 併合の方法・比率

平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、**5 株につき 1 株**の割合をもって実施されます。

なお、株主様の併合後の具体的な所有株式数につきましては、11 月上旬に各株主様へハガキにてご案内いたします。

#### (2) 併合による発行済株式数の減少

株式併合前の発行済株式総数	117,673,760 株
株式併合により減少した株式数	94,139,008 株
<b>株式併合後の発行済株式総数</b>	<b>23,534,752 株</b>

#### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を減らします。

変更前の発行可能株式総数	257,956,000 株
<b>変更後の発行可能株式総数</b>	<b>51,591,200 株</b>

#### (4) 併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、1 株当たり純資産は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、**当社株式の資産価値に変動はありません。**

#### (5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。  
なお、その代金につきましては、12 月上旬に中間配当金と併せてお支払いいたします。

#### (6) 配当への影響

株式併合後の基準日に基づく配当金額につきましては、併合割合を勘案して 1 株あたりの配当金を設定させていただく予定です。

なお、今期中間配当金につきましては、9月30日を基準日とするため、併合前の株式数から1株当たりの配当金額を設定し、併合前の所有株式数に応じてお支払いいたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### (2) 単元株式数の変更による影響

当社株式の売買単位が100株単位となります。また、株主総会の議決権が100株につき1個付与されることとなります。

添付資料

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

(ご参考)

## 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合と単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合と単元株式数の変更の目的は何ですか？

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、これに基づき、平成30年10月1日を期限として、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目指しています。

当社は、上場企業としてこの取組みに対応し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことおよび中長期的な株価変動等を勘案し、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,002株	2個	400株	4個	0.4株
例②	1,000株	1個	200株	2個	なし
例③	713株	なし	142株	1個	0.6株
例④	500株	なし	100株	1個	なし
例⑤	429株	なし	85株	なし	0.8株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

- ・株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（例①、③、⑤、⑥の場合）は、当社がすべての端数株式を一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- ・効力発生前のご所有株式が5株未満の株主様（例⑥の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株主としての地位を失うこととなります。
- ・株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可

能です。また、株式併合後も単元未満株式を所有する株主様（例③、⑤の場合）は「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の制度がご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合による資産価値への影響はありますか？

A 4. 株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないですか？

A 6. 特段のお手続きの必要はありません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールについて教えてください。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成 28 年 11 月上旬 株主様へ株式割当通知の発送

平成 28 年 12 月上旬 端数株式の処分代金のお支払い

#### 【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更についてご不明な点は、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間：午前9時～午後5時まで（土日、祝日を除く）